第２回門真市障がい者地域協議会議事録

日　時：令和８年７月23日（木）14時より16時まで
場　所：門真市役所　別館３階　第３会議室

次　第：１．開会
　　２．議題
①　門真市第５次障がい者計画、第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画の策定にあたって
②　障がい児（者）福祉に関するアンケート調査集計結果の概要と集計結果
③　門真市第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の進捗状況報告について
④　門真市第５次障がい者計画及び門真市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（骨子案）及び本市の障がい者手帳所持者状況について
⑤　門真市第５次障がい者計画及び門真市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画策定スケジュールについて
⑥　令和７年度相談支援事業実施状況及び門真市障がい者地域協議会部会の開催実績について
⑦　令和７年度障害者虐待防止法に係る対応状況について
⑧　障害者優先調達推進法に係る令和７年度の取組状況及び令和８年度の予定について
⑨　その他

配布資料：資料①　　次期計画の策定にあたって－第５次障がい者計画、第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画について
資料②－１　障がい児（者）福祉に関するアンケート調査集計結果の概要
資料②－２　障がい児（者）福祉に関するアンケート調査の集計結果（速報）
資料③　　障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況報告について
資料④－１　第５次障がい者計画及び門真市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（骨子案）
資料④－２　門真市における障がいのある人の状況
資料⑤　　第５次障がい者計画及び門真市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画策定スケジュール
資料⑥－１　令和７年度　実施状況（ジェイ・エス）
資料⑥－２　令和７年度　実施状況（あん）
資料⑥－３　令和７年度　基幹相談実績報告（えーる）
資料⑥－４　令和７年度　門真市障がい者地域協議会部会の開催実績
資料⑦　　令和７年度　基幹相談実績報告（虐待防止）（えーる）
資料⑧－１　令和７年度調達実績及び８年度予定
資料⑧－２　障害者優先調達目標と実績（経年）
資料⑧－３　令和８年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推

進を図るための方針

※その他参考資料：令和８年度門真市障がい者地域協議会委員名簿、令和８年度第２回門真市障がい者地域協議会座席表、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）、門真市第４次障がい者計画（冊子・要返却）、門真市第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画（冊子・要返却）

出席者：委員　　岡田会長、小原委員、藤江委員、長谷川委員、本木委員、中村委員、吹本委員、佐藤委員、津嶌委員、東野委員、福島委員、北井委員、西川委員
事務局　障がい福祉課　池尻課長、松本課長補佐、山田主任、坂田主任、今井主任

欠席者：委員　　喜多村委員、倉澤委員、岩本委員

傍聴者：２名

議　事

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より令和８年度第２回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日の会議は議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

委員総数16名、本日の出席委員は11名でございます。委員の過半数以上の出席をいただいておりますことから、門真市附属機関に関する条例施行規則第５条第２項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」では、公開・非公開を協議会の長が会議に諮って決定することとなっております。事務局といたしましては、指針の考え方を尊重し、「公開」と考えております。個人のプライバシーに関する情報については最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、公正かつ透明性の高い協議会運営を図ることができると考えております。

【会長】

ただ今、事務局より会議の市民への公開について提案がありましたので、お諮りします。事務局提案のとおり、会議は公開とし、市民の方々に傍聴いただくこととしてよろしいでしょうか。（一同、異議なし）

それでは、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくこととさせていただきます。

【事務局】

本日の会議資料を確認いたします。配付資料は、

会議次第

資料①「次期計画の策定にあたって」
資料②－１「障がい児（者）福祉に関するアンケート調査集計結果の概要」
資料②－２「障がい児（者）福祉に関するアンケート調査の集計結果（速報）」
資料③　「障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況報告について」
資料④－１「第５次障がい者計画及び門真市第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（骨子案）」
資料④－２「門真市における障がいのある人の状況」
資料⑤　「計画策定スケジュール」
資料⑥－１　令和７年度　実施状況（ジェイ・エス）
資料⑥－２　令和７年度　実施状況（あん）
資料⑥－３　令和７年度　基幹相談実績報告（えーる）
資料⑥－４　令和７年度　門真市障がい者地域協議会部会の開催実績
資料⑦　令和７年度　基幹相談実績報告（虐待防止）（えーる）
資料⑧－１　令和７年度調達実績及び８年度予定
資料⑧－２　障害者優先調達目標と実績（経年）
資料⑧－３　令和８年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針
でございます。

その他参考資料として、委員名簿、座席表、関係条例等の抜粋、現行計画の冊子を配付しております。各計画の冊子は会議の参考資料として用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

【会長】

それでは議事に移ります。議題１「門真市第５次障がい者計画、第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画の策定にあたって」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

現在の第４次障がい者計画、第７期障がい福祉計画、第３期障がい児福祉計画は、いずれも令和８年度で計画期間が終了するため、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の規定に基づき、令和９年度からの次期計画を策定します。

第５次障がい者計画は、生活環境、就労、教育、医療、保健、福祉など、障がい者施策全般にわたる基本的な方向性を示す計画です。第８期障がい福祉計画は、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の成果目標、見込み量及び確保方策を定める計画です。第４期障がい児福祉計画は、障がい児支援サービスの提供体制や見込み量を定める計画です。

計画期間は、障がい者計画が令和９年度から令和14年度までの６年間、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画が令和９年度から令和11年度までの３年間です。策定にあたっては、国及び大阪府の計画を踏まえるとともに、市の総合計画、地域福祉計画、子ども・子育て、教育、健康、介護、防災、住宅等の関連計画との整合を図ります。計画策定後も毎年度進捗を確認し、必要に応じて見直しを行います。

近年は、障がいのある人が地域で暮らし続けることを支える取組、本人の意思決定を尊重する支援、相談支援体制と地域生活支援拠点等の充実、就労の選択肢を広げる支援、障がい児のインクルージョンの推進が重視されています。また、民間事業者における合理的配慮の提供の義務化、情報アクセシビリティ及び意思疎通支援の推進、障がい福祉人材の確保とサービスの質の向上も重要な動きとなっています。

一方で、本人及び家族の高齢化、親亡き後への不安、8050問題・9060問題、医療的ケア、強度行動障がい、重症心身障がい等への専門的支援、災害時の個別的配慮など、生活課題は複合化しています。制度や分野ごとに支援を分けるのではなく、本人の暮らし全体を支える視点が必要です。

次期計画では、①地域生活を続けるための支援、②地域で自立するための働く場・活動の場の確保、③福祉サービス提供体制の整備・充実、④障がい児支援とインクルージョンの推進、⑤障がい理解、差別解消、合理的配慮及び情報保障の推進、⑥災害・緊急時にも支援が途切れない体制づくりの６つの視点から検討を進めます。

今回の国の基本指針の改正で大きく変わった点は、従来の「サービスを整備する計画」から、サービスや相談支援を通じて「障がいのある人が地域で暮らし続けるための計画」へと考え方が広がったことです。施設や精神科病院からの地域移行だけでなく、すでに地域で暮らしている人が、自分らしい暮らしを継続できるようにする視点が重視されています。

本人の意思を最大限尊重するため、意思決定支援の取組がこれまで以上に重要となります。就労についても、一般就労のみを前提とするのではなく、就労選択支援等を活用しながら、本人の能力、特性及び希望を丁寧に把握し、日中活動を含めて本人に適した選択肢をともに考える方向へと広がっています。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。なお、議事録作成のため、発言の前に所属と氏名をお願いします。（特に意見・質問はなし）

後ほどご意見がございましたらお伺いすることとし、本件は以上とします。

【会長】

続きまして、議題２「障がい児（者）福祉に関するアンケート調査集計結果の概要と集計結果」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

調査は令和８年５月18日に発送し、６月上旬に礼状兼督促状を送付しました。６月26日頃までに返送された調査票を集計対象としています。18歳以上の調査は約2,500件の送付に対し、有効回答1,274件、回収率50.5%でした。前回調査の回収率45.5%を上回っています。ウェブ回答は365件で、全回答の28.6%でした。18歳未満の調査は約460件を送付し、有効回答207件、回収率44.9%でした。ウェブ回答は116件で、全回答の56.0%となっています。

日常の支援者は、18歳以上では「母親」36.3%、「配偶者」20.8%、「父親」16.7%の順でした。18歳から39歳では「母親」70.0%、「父親」36.6%、18歳未満では「母親」93.7%、「父親」52.2%となっており、日常の支援が家族、特に母親に集中しています。家族の負担軽減とともに、家族だけに依存しない相談、見守り及び生活支援の仕組みづくりが重要です。

将来への不安について、18歳以上では「家族がいなくなった後の生活」44.6%、「お金の管理」32.5%が多くなっています。18歳未満では、支援が受けられなくなったときの不安として、「お金の管理、契約や市役所での手続き」54.1%、「家事を自分ですること」50.2%、「健康管理」44.9%が多くなっています。金銭管理、手続き、家事及び健康管理を身につける支援と、必要な見守り、権利擁護を組み合わせる必要があります。

現在の住まいは、18歳以上では「家族と同居」55.2%、「一人暮らし」22.4%でした。将来の希望は「家族などと同居」40.0%、「一人暮らし」25.7%、「障がい者用のグループホーム」8.3%となっています。知的障がいのある人では「グループホーム」が26.9%と多くなっています。18歳未満では「家族などと同居」44.0%、「グループホーム」12.6%、「一人暮らし」11.1%でした。住まいの確保に加え、相談、体験の機会、緊急時対応及び日常生活支援を一体的に整えることが課題です。

日中活動について、18歳以上では「自宅、グループホーム、病院などで過ごしている」が26.9%、「日中活動系サービスを利用している」が23.9%でした。希望する働き方は「一般の職場」が28.7%で、働き続けるために必要なことは「職場の障がい理解を深めること」が59.8%と高くなっています。

18歳未満の将来の進路は、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、自立訓練等の事業所利用が39.1%、上級学校への進学が34.3%でした。本人に合った選択、職場理解、定着支援及び福祉的就労の充実を一体的に進める必要があります。

外出頻度は、18歳以上では「毎日またはほぼ毎日」34.5%、「週３～５日」27.2%でした。外出時の困りごとは「お金がかかる」28.8%、「困ったときに周囲の人とうまくコミュニケーションがとれない」20.6%でした。18歳未満では「毎日またはほぼ毎日」が58.0%で、困りごとは「コミュニケーションがうまくとれない」50.2%、「一人で外出する練習の機会がない」32.9%でした。移動支援や交通環境に加え、意思疎通支援、外出経験及び地域活動への参加支援が求められます。

情報の入手先は、18歳以上では「パソコンやスマートフォンなど」が41.6%で最も多く、情報面で必要な配慮は「どこに情報があるのか分かりやすい周知」40.6%でした。気軽に相談するための条件は「身近なところで相談できること」44.2%が多くなっています。18歳未満では「パソコンやスマートフォンなど」が64.3%、相談支援への希望は「将来の自立生活に向けた支援や相談」57.0%、「医療、福祉、保健、教育等が連携した総合的な相談支援体制」38.6%でした。情報提供にとどまらず、相談につながり、必要な支援を調整できる体制が重要です。

18歳未満の療育相談で望むことは、「困ったときにすぐ相談できる体制」54.1%、「子どもの特性に合わせた対応の仕方を分かりやすく教えてほしい」49.3%でした。希望する療育・福祉サービスは「専門的な相談・指導」38.2%、「身の回りの自立に向けた支援・指導」37.2%でした。地域の公立小中学校に通うために必要なことは、「障がいの程度や特性に応じた指導・支援の充実」72.0%、「教職員の専門性を高める」58.9%でした。早期相談から療育、保育、教育、卒業後の進路まで、関係機関が情報と支援方針をつなぐことが課題です。

災害時に希望する支援は、18歳以上では「常備薬や医療用消耗品などの確保」42.2%、「障がい特性に合った情報提供」33.5%、「避難場所の設備の整備」30.2%でした。18歳未

満では「支援が必要だと周囲に分かってもらえる工夫」53.1%、「本人の気持ちを落ち着かせるための配慮」45.9%、「障がい特性に合った情報提供」42.0%でした。避難所の物理的環境だけでなく、医療、情報、コミュニケーション及び個別の配慮を平常時から準備する必要があります。

障がいのある人の地域での社会参加について理解が深まっていると思う人は、18歳以上11.9%、18歳未満12.0%でした。最近３年以内に差別や偏見を受けた経験がある人は、18歳以上13.7%、18歳未満22.2%でした。18歳未満で差別や偏見を感じた場面は「まちを歩いているとき」32.6%、「店で買物や食事をするとき」28.3%が多くなっています。障害者差別解消法について、名称も内容も知っている人は18歳以上で7.1%でした。制度周知に加え、学校、職場、店舗及び地域活動など、日常生活の場面で合理的配慮を実践し、地域の理解を促進する必要があります。

市が今後力を入れるべき施策は、18歳以上では「障がい者に適した住居の確保、公営住宅やグループホームの整備等」29.8%、「就労や雇用の促進」27.7%、「障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばす教育・療育の推進」26.5%、「在宅で受けられる生活支援サービスの充実」25.4%の順でした。18歳未満では「教育・療育の推進」72.9%、「就労や雇用の促進」43.0%、「障がいの早期発見、早期治療・療育を含む早い段階での適切な対応」41.5%でした。

調査結果全体から、家族への支援、親亡き後を見据えた住まいと生活支援、相談と情報、就労、療育・教育、外出、災害、障がい理解の促進を相互に関連づけて計画に位置づけることが重要です。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。（特に意見・質問なし）

後ほどご意見がございましたらお伺いすることとし、本件は以上とします。

【会長】

続きまして、議題３「門真市第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の進捗状況報告」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料③は、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業について、令和５年度から令和７年度までの見込み量と実績値をまとめたものです。主な動きがあったサービスを中心に報告します。

居宅介護では、身体障がいのある人の利用者数は横ばいですが、月平均１人当たり利用時間は令和５年度26.7時間、令和６年度27.7時間、令和７年度28.1時間と増加しています。知的障がいのある人は、利用者数、利用時間ともに増加し、１人当たり利用時間も10.1時間、12.0時間、13.1時間と増加しています。精神障がいのある人も利用者数、利用時間ともに増加し、１人当たり利用時間は11.6時間、12.4時間、14.3時間となっています。

重度訪問介護では、身体障がいのある人の利用者数は横ばいですが、利用時間は増加しています。障がいの重度化や家族からの支援が受けにくくなったこと、居宅介護から重度訪問介護へサービスを変更する人が増えたことが影響していると考えられます。

行動援護では、知的障がいのある人の利用者数が見込み量を超えて増加する一方、月平均１人当たり利用時間は令和５年度25.1時間、令和６年度23.9時間、令和７年度22.7時間と減少しています。利用希望者が増加しているものの、ヘルパー及び行動援護に従事できる人材が不足していることが影響していると考えられます。

生活介護では、精神障がいのある人の利用者数が見込み量を上回って増加し、月平均１人当たり利用日数も令和５年度9.8日、令和６年度9.8日、令和７年度11.0日と増加しています。

就労移行支援では、身体障がい、知的障がいのある人の利用者数及び利用日数が横ばいから減少傾向です。就労継続支援Ｂ型事業所やＡ型事業所が増え、本人のニーズに応じた選択肢が広がったことが影響していると考えられます。精神障がいのある人は、リワーク目的の短期間・短時間利用が増えています。

就労継続支援Ｂ型では、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人の利用者数がいずれも増加し、利用日数も増加しています。特に精神障がいのある人の伸びが大きく、事業所の増加や在宅支援を含む多様な働き方が認められていることが影響していると考えられます。

共同生活援助（グループホーム）は、利用者数がほぼ見込みどおり増加しています。

移動支援は、新型コロナウイルス感染症の５類移行後も利用が十分に回復しておらず、ヘルパー不足により利用希望どおりに利用できない状況があると考えられます。

児童発達支援は、利用者数が横ばいですが利用日数は増加しています。早期療育に対する意識の高まりが影響していると考えられます。

放課後等デイサービスは、利用者数、利用日数ともに増加しており、事業所の増加によって多様な療育を選べるようになったことや、１人当たりの利用日数が増えたことが影響しています。

保育所等訪問支援は、利用者数が見込み量を下回って減少する一方、利用回数は増加しています。民間事業所の増加、教育と福祉の連携意識及び保護者の療育意識の高まりにより、今後も利用の増加が見込まれます。

障がい児相談支援は、令和６年度から児童発達支援を利用する人について、市立こども発達支援センターが担当するようになったため、利用者数が増加しています。サービスを適切に利用するため、引き続き障がい児相談支援の利用を進める必要があります。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。（特に意見・質問なし）

【会長】

続きまして、議題４「次期計画（骨子案）及び本市の障がい者手帳所持者状況」について、まず骨子案から説明をお願いします。

【事務局】

骨子案は、次期計画の章立て、柱立て及び施策体系を示すものです。今回は、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体化して策定する案を提示しています。

３つの計画を一体化することで、障がい理解、相談支援、地域生活支援、障がい児支援、移動、防災、情報保障等の施策と、具体的なサービスの見込み量を関連づけて整理できます。また、近年の障がい福祉計画では、差別解消、権利擁護、文化芸術、災害対策等、障がい者

計画と重なる内容が増えており、一体化することで市民にとって全体像を分かりやすく示すことができます。

第１章は計画策定の趣旨、位置づけ、期間及び対象、第２章は人口・世帯、障がいのある人の状況、現行計画の評価、アンケート・ヒアリング結果及び今後の課題、第３章は基本理念、基本視点及び施策体系を示します。

基本理念は、現行計画の「一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまち門真」を基礎に、「いきいきと」を「自分らしく」に改め、「一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心して自分らしく暮らし、支え合う共生のまち門真」とする案です。

基本視点は、本人主体・自己決定の尊重、ライフステージを通じた切れ目のない支援、地域共生社会の実現、分野横断的な連携の推進を想定しています。

基本目標については現行計画の８つの基本目標を、次の６つに再編する案です。①ともに理解し、認め合う地域をつくる、②権利が守られ、本人の意思が尊重される仕組みをつくる、③地域で安心して暮らし続けられる支援体制をつくる、④子どもの育ちと学びを切れ目なく支える、⑤働くこと、活動すること、社会参加を支える、⑥安全で暮らしやすい生活環境をつくるです。

基本目標１には、障がい理解と啓発、差別解消と合理的配慮、情報アクセシビリティと意思疎通支援、文化芸術・スポーツ及び社会参加を位置づけます。

基本目標２には、権利擁護、成年後見制度、虐待防止及び意思決定支援を位置づけます。

基本目標３には、包括的な相談支援、地域生活支援拠点等、保健・医療との連携、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、重度障がい者等への支援、家族・介護者支援を位置づけます。

基本目標４には、早期発見・早期支援、障がい児支援、医療的ケア児支援、保育・教育との連携及びインクルーシブ教育を位置づけます。

基本目標５には、一般就労・就労定着、福祉的就労、工賃向上及び地域活動への参加を位置づけます。

基本目標６には、住まい、移動、バリアフリー、防災・防犯対策を位置づけます。

第５章を第８期障がい福祉計画、第６章を第４期障がい児福祉計画とし、国の基本指針に沿った成果目標、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の見込み量、地域生活支援事業の見込み量を示します。

最後に、推進体制、進行管理・評価、計画の周知及び市民参加を整理します。

【会長】

・続きまして、「門真市における障がいのある人の状況」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

身体障害者手帳所持者数は、令和８年４月１日現在4,903人です。65歳以上は3,510人で、全体の71.6%を占めています。手帳所持者数は、18歳未満、18歳以上ともに令和３年以降減少傾向です。１級・２級の重度者は2,201人、重度率は44.9%です。

障がいの種類別では、肢体不自由が49.5%で最も多く、内部障がい31.5%、聴覚・平衡機能障がい10.7%、視覚障がい7.2%、音声・言語・そしゃく機能障がい1.1%となっています。身体障害者手帳所持者の対人口割合は4.27%で、全国より高い割合です。

療育手帳所持者数は1,600人で、18歳未満393人、18歳以上1,207人です。65歳以上は81人で全体の5.1%を占めています。前年から９人減少し、近年の増加から減少に転じました。重度者は550人、重度率は34.4%です。対人口割合は1.39%で、全国より高い割合です。

身体障害者手帳１・２級及び療育手帳Ａを所持する重症心身障がいのある人は134人で、そのうち18歳未満は24人です。18歳未満は減少傾向、18歳以上は横ばいで推移しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は2,118人で、18歳未満115人、18歳以上2,003人です。65歳以上は272人で全体の12.8%を占めています。前年から65人増加し、増加傾向が続いています。自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は3,333人です。１級の重度者は77人、重度率は3.6%です。対人口割合は1.84%で、全国より高い割合です。

【会長】

骨子案及び障がいのある人の状況について、あわせてご意見、ご質問等をお願いします。

アンケート結果では、一人暮らしをしている人や、将来一人暮らしを希望する人が一定数います。家族がいない、または家族の支援を受けられなくなった障がいのある人が、地域で安心して暮らし続けるための支援体制をどうつくるかは、大きな課題です。特に、基本目標３「地域で安心して暮らし続けられる支援体制をつくる」は重要であり、親亡き後を含めて具体的に検討していただきたいと思います。

【Ｌ委員】

第５章の障がい福祉計画では、地域移行が入所施設からの移行を中心に記載されています。しかし、重度の人や高齢の障がいのある人の中には、入所施設の不足等により、家族の支援を受けながら地域で暮らし続けている人が多くいます。地域で暮らし続けるためには、入所施設からだけでなく、家庭からの地域生活移行という視点も必要です。計画に付け加えていただきたいと思います。

【会長】

ご要望として承り、今後の計画作成において検討していただきたいと思います。

【会長】

続きまして、議題５「計画策定スケジュール」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

７月から８月頃に事業所・団体アンケート調査を実施します。８月から９月に計画素案を作成し、成果目標等を設定します。10月の本協議会で計画素案を審議します。

12月の本協議会では、令和９年１月に実施予定のパブリックコメントの内容を協議します。２月上旬に庁内の計画策定推進委員会及び計画作成委員会で最終計画案を検討し、２月中旬の本協議会で計画案及び答申案を審議し、答申を行う予定です。３月に大阪府との法定協議を経て、印刷・製本します。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。（特に意見・質問なし）

【会長】
続きまして、議題６「令和７年度相談支援事業実施状況及び門真市障がい者地域協議会部会の開催実績」について、説明をお願いします。
【事務局】
門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エスです。
職員は常勤４名、非常勤４名で、相談支援専門員、主任相談支援専門員及びピアカウンセラーを配置しています。令和７年度の相談実人数は191名で、前年度194名と比べてほぼ同水準です。新規相談は12名でした。支援方法総件数、支援内容総件数は前年度から１～２割減少しましたが、メール相談は285件から363件に増加しました。
支援内容では、家計・経済に関する相談が60件から87件に増加し、金銭管理、債務、契約等の相談が多くなりました。知的障がいのある人については、生活全般、人間関係、不安の傾聴、書類作成、長期のひきこもり、金銭トラブル、妊娠・出産・育児等、多岐にわたる相談に対応しました。必要に応じて消費生活センター、弁護士、子ども家庭センター等と連携しています。身体障がいのある人については、引越し、入院・転院、高次脳機能障がい等への支援を行いました。障がい児の支援では、医療機関、学校、訪問看護、福祉事業所等と連携し、世帯全体を支援しました。
一般就労者への余暇支援、生活力向上のための調理実習、障害基礎年金申請支援等を実施しています。親の高齢化等を踏まえ、グループホームに加え、医療的ケアに対応するサービス付き高齢者向け住宅等も住まいの選択肢となっています。
主任相談支援専門員による勉強会、事例検討、インターバル研修の受け入れを行いました。地域移行・地域定着支援会議では、大阪府地域生活推進事業の内容を共有しました。ピアカウンセラーによるワークショップ及び個別カウンセリング、学校での福祉教育、きらめきアートフェスタ、絵画教室等も実施しました。
【事務局】
障がい者相談支援事業所 あんです。
常勤職員２名を配置し、いずれも主任相談支援専門員です。相談実人数は前年度から26名増加しました。18歳から39歳は４名減少する一方、40歳から64歳は23名増加しました。新規相談は35件でした。若年層では相談目的が明確で、自ら福祉サービスにつながる人が増えていると考えられます。
支援方法は同行を除いて増加し、支援内容総件数は前年度5,319件から7,464件へ2,145件増加しました。一人の当事者が複数の課題を抱え、世帯全体で高齢化、金銭、生活、福祉サービス等の問題を抱えるケースが多いことが反映されています。
福祉サービス終了後も相談窓口を必要とする人について、委託相談で引き継ぎを行っていますが、一般就労者等は開所時間内に相談しにくく、相談支援専門員が行っていた夜間・休日対応と同様の対応を求められる場合があります。対応可能な範囲を本人に説明しながら支援しています。

精神科クリニックの新規予約が取りにくく、バス路線の縮小や交通費の上昇により、近隣の医療機関への転院を希望する相談が増えています。自立支援医療、残薬、初診時の自己負担等も考慮し、守口保健所と連携して情報収集を行っています。

障がい支援区分の認定に３か月程度を要し、介護給付サービスやグループホームの利用開始まで時間がかかる場合があります。若年層では相談支援事業所を選び直すケースが増え、関係構築が課題となっています。65歳到達時の介護保険への移行も増加しており、十分な準備期間を設けて関係機関と情報共有しています。

移動支援事業所の不足は深刻で、年単位で事業所が見つからず、利用できていない人が複数います。特にグループホーム入居者や、移動支援のみの利用を希望する人は、受け入れる事業所がほとんどなく、調整が困難です。余暇支援は地域生活に必要であり、関係機関と連携して情報収集を続ける必要があります。

主任相談支援専門員として、インターバル研修、アセスメント能力向上の研修、情報交換を行っています。「たすきをつなごう会」では、高齢分野と精神分野の支援者が情報共有し、顔の見える関係づくりを進めています。今後は障がい種別を超えた共有の場も必要です。

門真市では、複雑な問題を抱える世帯への支援が増え、多分野の支援者との連携が不可欠です。新規事業所の増加と利用者ニーズの多様化に対応するため、制度を踏まえながら柔軟性と専門性を高め、支援へ還元する必要があります。

【事務局】

門真市障がい者基幹相談支援センター えーるです。

正規職員２名を配置し、主任相談支援専門員、社会福祉士、保育士、介護福祉士等の資格を有しています。平日９時から17時30分を基本とし、障害者虐待防止センター業務は24時間365日対応しています。

令和７年度の支援内容総件数は1,850件で、前年度から89件増加しました。支援方法総件数は1,086件で、前年度から41件減少しました。精神障がいのある人や、精神疾患を併せ持つ人からの相談が多く、件数は高止まりしています。相談を他機関へ速やかに引き継げないケース、虐待通報後の継続支援が増えていることが要因です。相談実人数135名に対し、虐待相談が71件を占め、虐待防止センター業務の比重が大きくなっています。

令和７年度中に指定特定相談支援事業所が４か所立ち上がり、市内事業所は25か所となりました。既存事業所でも相談支援専門員の増員がありましたが、障がい福祉サービス利用者も増加しており、相談支援専門員は十分とはいえません。特に精神障がいのある人への専門的な相談支援を担う人材の育成が必要です。

相談支援従事者研修のインターバル実習を35回受け入れ、経験の浅い相談支援専門員への同行訪問等の後方支援を行いました。基幹相談だけでなく、地域の主任相談支援専門員が助言・指導できる体制づくりが必要です。

児童期と成人期の支援者が連携し、発達障がいのグレーゾーンの人が、進学・就職後に困難を抱えて二次障がいに至る前に支援につながるための研修・意見交換を実施しました。

基幹相談支援センターには地域づくりと相談支援体制の強化が求められますが、虐待通報後の支援体制づくりに時間を要し、個別ケースへの対応に偏りやすい状況です。他の相談支

援機関やサービス提供事業者を巻き込み、チームで支援できる体制を構築する必要があります。

相談支援専門員は担当件数に加え、制度上報酬の対象とならない多くの調整業務を担い、業務過多となっています。サービス担当者会議の開催、オンライン会議、日程調整ツール、訪問看護等の活用により、チームアプローチと業務負担軽減を進める必要があります。

令和７年度の各専門部会の会議テーマ、課題及び参画機関は資料⑥－４のとおりです。令和８年１月から大阪府相談支援アドバイザー派遣事業を活用し、地域課題の抽出・解決の手順、障がい者地域協議会の役割と機能について助言を受けています。現在、基幹相談、委託相談、計画相談の三層構造の役割整理を行っており、今後は協議会運営の評価・検証も行う予定です。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。（特に意見・質問なし）

【会長】

続きまして、議題７「令和７年度障害者虐待防止法に係る対応状況」について、門真市障がい者基幹相談支援センター えーるから説明をお願いします。

【事務局】

前年度からの継続ケースを含め、令和７年度に対応した虐待通報は71件、虐待と判断した件数は36件でした。令和７年度中に通報されたケースのうち、虐待と判断したものは27件です。前年度と比較して、通報は25件、虐待判断は12件、年度中に通報されたケースの虐待判断は８件増加しました。

養護者虐待の通報者は、警察、相談支援専門員、本人の順に多くなっています。障害者虐待防止法の認知が広がったことと、門真警察による積極的な通報が増えたことが要因と考えられます。警察からの通報では、男女間のトラブルや、精神科の受診歴があるものの継続通院できていないケースが多くみられます。

警察からの通報増加は、課題のある世帯への早期介入につながる点で良い傾向ですが、通報後は世帯への継続的な支援が必要です。基幹相談支援センターと虐待防止センターの業務を実質２名で担っており、体制に支障が生じています。

令和７年度に養護者虐待と判断したケースは19件で、人口10万人当たり16.38件となります。大阪府平均の約５倍であり、少ない職員体制で多くのケースに対応しています。養護者と被虐待者が分離を希望しない場合も多く、再発防止と生活課題の改善に向け、世帯全体へのきめ細かな支援が必要です。

施設従事者等による虐待では、丁寧な聞き取りと客観的な判断を行う一方、発生後の再発防止に向けた事業所への指導・改善の評価が課題です。また、市内事業所の支援の質を高めるため、虐待の未然防止研修が必要ですが、令和７年度は支援者向け研修を開催できませんでした。

【会長】

ただ今の説明について、ご意見等はございますか。（特に意見・質問なし）

【会長】

続きまして、議題８「障害者優先調達推進法に係る令和７年度の取組状況及び令和８年度の予定」について、説明をお願いします。

【事務局】

障害者優先調達推進法は、障がい者就労施設で就労する障がいのある人や在宅就業者の経済的自立を促進するため、国、地方公共団体等が障がい者就労施設等から物品・サービスを優先的に調達することを目的としています。

令和７年度の調達実績は、物品150万700円、役務118万8,396円でした。物品は庁内10部署から市内５施設に対し、ポケットティッシュ、ゴミ袋、名刺等を発注しました。役務は庁内３部署から市内１施設に対し、除草、清掃等を発注しました。物品は目標を上回りましたが、役務は目標を大きく下回りました。

令和８年度は、令和８年５月29日に調達方針を制定し、市ホームページで公表しました。調達目標は、物品約168万9,000円、役務約68万7,000円です。庁内各部署によるポケットティッシュ、ゴミ袋、清掃及び除草等の発注を予定しています。

役務の令和７年度実績が目標を下回った主な理由は、環境政策課が発注していた清掃業務等を優先調達の実績に含めなくなったためです。令和８年度の目標が令和７年度実績より低いのは、財政上の理由から発注回数を減らす予定であるためです。今後も障がい者就労施設等との連携を密にし、庁内に制度を周知して発注拡大に取り組みます。

【Ｌ委員】

調達実績を見ると、発注先が特定の事業所に偏っているように感じます。市内事業所が増えている中で、事業所の意見を聞く機会があるのか伺います。

また、ふれあいキャンペーンでは、障がい理解を継続的に進める冊子や啓発物を作成してほしいと提案していますが、優先調達の予算で自主製品を購入するため、啓発物を作成できない状況があります。自主製品を作っていない事業所には収入が入らず、不公平感があります。キャンペーンの予算を、継続的に配布できる障がい理解の冊子等の作成に活用することも検討していただきたいと思います。

【事務局】

ふれあいキャンペーンでは、啓発物とあわせて障がい者就労施設の自主製品を購入・配布し、理解啓発につなげています。冊子等の作成については、団体にも参加いただいている検討委員会の中で、今後検討したいと考えます。

発注先については、地域協議会の部会である「門真市障がい福祉を考える会」に加盟する事業所に、受注可能な業務がないか照会する仕組みです。そのため、会に加入していない事業所には受注機会が届きにくい面があります。加入への声かけを進めるとともに、仕組み自体についても検討課題があると認識しています。

【Ｅ委員】

自主製品を持たない事業所にも、包装、梱包等の作業工程に参加してもらうなど、幅広い事業所が関われるよう調整しています。一方、ゴミ袋や輪ゴム等の調達は、仕入れや納品に対応できる事業所が限られるため、結果として特定の事業所への発注が多くなる場合があります。配達等の作業を分担するなど、参加機会を広げる方法は今後も検討できます。

あともう一つ、環境政策課の清掃業務が優先調達の実績から外れた点について、教えていただけますか。

【事務局】
環境政策課の清掃業務が優先調達の実績から外れた点について、契約所管部署から、当該契約が優先調達に該当しないのではないかとの指摘があり、実績として報告されなくなりました。他部署の同様の契約との取扱いに差があるため、契約所管部署及び事業担当課と整理し、今後の取扱いを統一する必要があると考えています。

【会長】
公平性の観点から、受注機会のあり方について検討課題として取り上げていただきたいと思います。

【会長】
続きまして、議題９「その他」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】
今後の障がい者地域協議会は、第３回を10月29日、第４回を12月18日に開催する予定です。令和９年２月に開催予定の第５回の日程調整につきまして、会議日程を記載した様式を座席の方に配布させていただいておりますので、委員の皆様のご協力をお願いします。
本協議会の会議録は、門真市情報公開条例第６条各号に掲げる非公開情報に十分配慮した上で、全文筆記で作成し、非公開情報を除いて公開します。

【会長】
本日予定していた議題はすべて終了しました。最後に、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

【Ｌ委員】
資料⑥－３の地域課題では、移動支援の不足が課題とされていますが、課題を挙げるだけでなく、解決に向けてどのように進めるのかまで踏み込んで協議していただきたいと思います。実際に移動支援が利用できず、生活に困っている人がいます。
福祉人材不足も大きな課題です。人材を育成しないまま、先にグループホーム等の事業所を増やすことには疑問があります。事業を始める法人には、人材育成を重視し、支援できる人材を確保・育成した上で事業所を立ち上げるよう伝えていただきたいと思います。

【会長】
人材育成の前提として、人材確保自体が非常に難しい状況があります。これは門真市だけでなく、国及び大阪府を含む広域的な課題です。市からも国・府へ働きかけながら、福祉・介護人材の確保と育成を重要課題として取り組んでいただきたいと思います。
ほかにご意見がないようですので、令和８年度第２回門真市障がい者地域協議会を終了します。委員の皆様には、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

（以上）